

医師又は歯科医師でない者の医療法人理事長選出に係る認可相当とする基準の見直しについて【現基準と見直し案との比較】

(見直し理由) 医療法改正により、医療法人の透明性の確保とガバナンスも強化が図られたこと、また、医療法人の設立目的に介護医療院が追加されたことなどから、認可相当とする基準の見直しを行う。

| 見直し (案) | 現行 (平成15年5月医療審承認) | 見直し理由等 |
|--|---|--------------------------------|
| 1 次に掲げる(1)から(6)の全ての要件を満たす場合(ただし、要件(3)、(4)は、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を運営する法人に限る。)には、非医師の理事長の選出について認可相当とする。 | 次に掲げる(1)から(9)の全ての要件を満たす場合(ただし、要件(3)、(5)、(6)は、病院又は介護老人保健施設を運営する法人に限る。)は、非医師の理事長の選任認可を行う。 | 介護医療院を追加 等 |
| (1) 候補者は、当該医療法人の理事として2年以上の就任実績があること | (1) 候補者は、当該法人の理事として2年以上の就任実績があること | 現行どおり |
| (2) 候補者は、当該医療法人と取引関係にある営利企業の取締役を兼ねていないこと | (2) 法人の過去3年間の決算で経常利益があること | (案)の(5)に統合し、国(地方厚生局時代)基準を参考に修正 |
| (3) 理事のうち医師又は歯科医師が複数含まれていること | (3) 法人の自己資本比率は20%以上であること | (案)の(5)に統合し、国(地方厚生局時代)基準を参考に修正 |
| (4) 役員のうち親族関係を有する者など特殊の関係がある者は、1/2以内であること | (4) 法人は過去2年間、医療関係法令に違反していないこと | (案)の(6)に再編 |
| (5) 過去3年間、医療法人としての経営が安定的に行われていること | (5) 理事のうち医師又は歯科医師が複数含まれていること | 現行どおり((案)の(3)) |
| (6) 過去2年間、医療法人及び医療機関としての運営が適正に行われていること。 | (6) 役員のうち親族及び特別な関係にある者は、1/2以内であること | (案)の(4)とし文言修正 |
| | (7) 定款変更認可、役員変更届、決算届など法定手続きが適切になされていること | (案)の(6)に再編 |
| | (8) 候補者は、法人と取引関係にある営利企業の取締役を兼ねていないこと | 現行どおり((案)の(2)) |
| | (9) 法人、病院、診療所等が行政処分を受けている場合にあっては、候補者は、その当時、役員又は管理職員でないこと。 | 削除 (法第46条の5より厳しい基準となっているため) |
| 2 非医師の理事長の認可を受けた場合であっても、引き続き、理事長となる医師又は歯科医師の確保に努めること。 | | 新設 |

※ 「親族関係を有する者」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。

※ 「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 候補者又は候補者と親族関係を有する理事(以下「候補者等」という。)とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 候補者等の使用人及び使用人以外の者で候補者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③ ①又は②に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にする者
- ④ 候補者等及び①から③までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者。
 - ア) 候補者等が会社役員となっている他の法人
 - イ) 候補者等及び①から③までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

※ 「年間」とは、1会計年度をいい、1会計年度が1年に満たない場合はカウントしない。

※ 「経営が安定的に行われている」とは、医療法人運営において経営が安定的に推移し健全(原則として経常収支が黒字であるか、経常収支が赤字の年度があつた場合であっても直近の年度の経常収支が黒字であるなど経営が改善する傾向にあること及び貸借対照表上、債務超過となっていないこと。)である場合をいう。

※ 「医療法人及び医療機関としての運営が適正に行われている」とは、次の①～③のすべてを満たしている場合をいう。

- ① 医療関係法令及び当該医療法人の定款(又は寄附行為)に基づき医療法人運営が行われていること。
- ② 定款(又は寄附行為)変更認可の申請や役員変更届、事業報告書等の提出など法定手続きが適切に行われていること。
- ③ 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、不適合事項の改善指導を受けていないこと。